の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度（当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日前に同条第二項第三号に規定する当該土地使用権の存続期間が満了する場合には、当該存続期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項」の下に「若しくは第十七項」を加え、同条第二項中「前条第十六項」の下に「、第十七項」を加え、「第三十四項」を「第三十五項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の八第一項及び第三項、第十五条の九第一項並びに」を「附則第十五条の八、第十五条の九第一項及び」に、「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に、「この条及び次条」を「この条から附則第十五条の八まで」に改め、同条第二項中「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に改める。

附則第十五条の七第一項中「次条第一項から第三項まで」を「次条」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業」の下に「（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）」を加え、「掲げる」を「規定する」に改め、「については」の下に「、第四項の規定の適用がある場合を除き」を加え、「同法第二条第一号に規定する」を削り、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「若しくは次項」を「、次項若しくは第四項」に改め、同条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「掲げる」を「規定する」に改め、「については」の下に「、次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4　市町村は、河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

一　当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する住宅で政令で定めるものである場合　当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（移転補償金を受けた者に限る。以下この号及び次号において同じ。）ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額（当該家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるもの（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）以外の部分を有する家屋にあつては、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合算額）

イ　特定居住用部分　当該特定居住用部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額

ロ　特定居住用部分以外の部分　当該部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

二　当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する前号に規定する住宅以外の家屋である場合　当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る家屋にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二　平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2　平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。